

契約番号
 案件名称 令和6年度 防災・安全交付金(除雪)・県単除雪事業に伴う除雪業務 全工区
 発注機関 北信建設事務所

No	質問	回答	備考
1	<p>・労務単価について</p> <p>特殊運転手および特殊作業員の労務単価の平日昼間の係数が「1」未満となっていますが、正しいのでしょうか。大半は夜間の稼働ですが、昼間の稼働もゼロではありません。</p> <p>昨今、運転手不足や燃料の高騰、稼働時間も10分単位で切り捨てで精算されている現状で、さらにマイナス要因が増えることについて、どうお考えでしょうか。切り捨てについては、労働条件契約違反等の可能性がありますと思われ、訴えられた場合の対処はしてもらえるのでしょうか。</p> <p>数年前の世話役のときのように「県全体のことなので」や「県本部が決められていることなので」では、納得できかねます。</p>	<p>除雪の平日昼間の労務単価は、12時間稼働に対する単価算出をしています。所定労働時間8時間を超える部分については、公共工事設計労務単価の「割増対象賃金比」を加味して算出していますので、係数が「1」未満となる場合がありますが、誤りではありません。</p> <p>※「割増対象賃金比」とは、基準日額に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」の割合のこと。</p> <p>ご意見は事業課にも伝えます。</p>	